

6.10 調査にあたっては、産業医は調査企画・方法・結果・報告すべてに最高水準で実施するよう努めるべきである。

第7章 事業者、労働組合および行政との関係

(医師の職業倫理と産業医特有の努力義務)

7.1 医師は、医学の専門家として、患者個人の利益を最大限に尊重し、それを第一に優先させる職業倫理上の義務がある。それと同時に、産業医は、事業者や労働組合等、さらに行政に対する義務もあることを認識すべきである。産業医にとって事業者や労働組合等と良好な関係を維持することは職務遂行上の必要条件であり、そのために産業医は、普段の日常業務を通して信頼されるよう努めなければならない。

【事業者との関係】

(事業者側と対立した場合)

7.2 産業医の職務遂行上、事業者側と対立することがある。この場合、報酬を得ている雇用者の一人であるという事実を躊躇することなく、産業医は公正な専門アドバイザーとしての姿勢を最後まで貫くべきである。

(事業者に対する産業医の責任と医師としての義務の明確な区別)

7.3 事業者に対する産業医の責任と医師としての義務の明確な区別は、産業医の契約時に文書にて明記すべきである。特に、秘密保持と開示に関する産業医としての倫理上の義務と原則を明確にした方がよい。下記にその一例を示す。「事業者は、産業医の医師としての独立性を尊重し、医師の患者（罹患した従業員）の秘密を守る権利を認める。産業医は、医師の職業倫理に反しない範囲で、事業者からの医療情報の開示の要求を認める。」

(事業者に助言する内容の条件)

7.4 産業医が医学的評価に関して事業者に助言する内容は、就業制限事項に限るべきである。会社側に報告書を提出する内容は、従業員と十分検討した上で従業員の署名入りの同意書を得ることが必要である。一方、事業者の従業員に対する安全衛生配慮の責任が法的規定されているが、事業者が自由に閲覧できる情報は作業環境や産業保健に関するものに限定し、個人の医学情報（診断名や治療内容など）はその対象外であることを倫理的に明確にしなければならない。

(不当な産業医解雇の禁止)

7.5 労働者の健康管理等について公正な勧告をしたことを理由に、事業者が産業医を解雇できないことを認知させるべきである。一方、産業医は無責任で公正を欠いた勧告をするようなことがあってはならない。

【労働組合との関係】

(労働組合が説明提示を要求した場合)

7.6 労働組合の代表者が、産業保健活動の内容に関して産業医に説明を求めてきた場合は、いつでも

もこれに応じなければならない。その場合、産業医は医学的根拠に基づいてできる限り解りやすく且つ誤解のないように説明すべきである。安全衛生委員会において労働組合側から質問があった場合も、前述と同様である。但し、産業医の助言が、労使関係の交渉の際に不当に利用されないよう十分な配慮しなければならない。

【行政及び公的機関との関係】

(産業医が公的機関に関与する場合)

7.7 行政機関や公的機関に関与または協力する場合も、産業医はこの倫理綱領に従わなければならない。

第8章 事業場内外の保健医療スタッフの協力

(産業医の協調性とリーダーシップ)

8.1 産業保健活動は、産業医の独善的なものであってはならない。健康的な職場環境の維持は、事業者をはじめとする管理責任者および労働組合等の協力のもとで、産業医、産業保健婦、衛生管理者や労務担当者等の産業保健チーム全員の組織的かつ有機的な協力によって初めて実現できる。従って、産業医は単に医学の専門家であるだけでなく、リーダーシップや労務管理能力が必要である。

(地域医療との有機的結合)

8.2 産業保健活動が地域医療から孤立することがあってはならない。産業医は地域医療機関との有機的な連携を積極的に推進すべきである。

(産業保健婦等の倫理)

8.3 重要なパートナーである産業保健婦等の倫理に関しても、本倫理綱領と同等の倫理水準を維持しなければならない。特に、責任者である産業医が常駐せずに産業保健婦等のみが常勤である事業所では、倫理基準の遂行に関して真剣に取り組まなければならない。

第9章 公共および地域社会・地球環境に対する義務

(公共の利益を優先する場合)

9.1 産業医は他の医師と同様に社会に対して義務を有するため、患者個人の利益よりも公共の利益を優先させなければならないことがある。例えば、法律に定める感染症や薬物依などの届け出のような種々の法的義務がある場合がこれに該当する。この場合は、関係機関への通知および開示に関して本人の同意は必要としない。また、法律で定められていない疾病に関しても、高度な危険性が労働者に対して予測される場合は、同様に対処しなければならない。

(地域社会への配慮義務)

9.2 契約関係にある企業が、地域社会に対してどんな影響を与えているかについて、様々な角度から把握しなければならない。工場から廃液などが排出される場合、廃液中の化学物質等の排出方

法や処理経路などについて熟知しておくべきである。万一、環境に対する悪影響が予見されるときは、産業医は直ちに事業者に対して改善の勧告をしなければならない。

(地球環境保全と未来に対する責任)

9.3 企業経営者が地球環境保全に関する意識が低い場合、企業の業種に関わらず、産業医は産業環境医学の専門家として、未来に対する責任を重視する環境保全の倫理原則を尊重し、健全な子孫の繁栄を約束する社会的責任を経営方針の一つに取り込むよう推奨すべきである。

第 10 章 産業構造の変遷への対応

(変遷に対する適応性の確保)

10.1 産業構造および雇用形態は時代の状況に応じて多様に変遷するため、産業医はその変遷に対する適応性・柔軟性をもつよう努めなければならない。

(職務内容の多様化と原点)

10.2 産業構造の変遷や労働市場の再編成に伴って産業医の職務内容も多様化することが予想される。しかしながら、産業医職務の原点は、予防医学の視点に立って労働と人間との適正化を図ること、すなわち、職場巡視によって作業形態を把握し、医学的観点から作業と人間との関係を最適化することであり、ここに産業医のアイデンティティを置くべきである。

(変化する実務レベルの倫理と基本倫理の恒久性)

10.3 産業医に関連した法律が改正されることにより、実務レベルの応用倫理は変化する。従って、本倫理綱領も時代に即して見直されなければならない。但し、本書で述べた時代を貫く産業医の基本倫理は不変であることを認識すべきである。経済情勢や政治状況等のめまぐるしい変遷に振り回されることなく、一貫した基本倫理で対応しつつ、柔軟な姿勢で時代的な状況に対処すべきである。

終章 哲学する医師

ヒポクラテスの格言に「医師にして哲学する者は神に等し」という言葉がある。哲学するとは、無知の知を自覚して知を愛し、己の生き方を根源的に問直すことにより、未知なる世界を積極的に求めていくことを意味する。

21 世紀を迎えるに至って、産業医を取り巻く産業や医療の状況は、これまで体験したことのない社会情勢の大激動の渦に直面することになる。将に今こそ柔軟で確かな産業医の倫理が必要であり、まさに究極的な医師像である「人間愛に徹し、生涯にわたって哲学する医師」の姿が産業医に対して真剣に求められているといえよう。

参 考 文 献

1) 土屋健三郎 監訳 (1996) : 産業医の倫理ガイダンス、英国王室医学協会産業医学部会レポート、健康開発科学

研究会、横浜

- 2) 大久保利晃 監訳 (1994) : 産業保健組織に関する国際基準. 産業医学振興財団、東京
- 3) International Commission on Occupational Health (1992): International Code of Ethics for Occupational Health Professionals. ICOH, Singapore.
- 4) 鈴木継美 訳 (1993) : 職業保健専門家のための国際倫理規定、産業医学 35 : 233-238.
- 5) Teichman R, Wester MS (1994): American College of Occupational and Environmental Medicine Code of Ethical Conduct. J Occup. Med36 (1):27-30.
- 6) 小木和孝、藤野昭宏、加地浩 訳(1997) : 英国の産業安全保健制度改革、労働科学研究所出版、神奈川
- 7) 労働省安全衛生部 (1997) : 安衛法便覧 (I) (II) (III), 労働基準調査会, 東京.
- 8) 日本人類遺伝学会「遺伝相談・出生前診断に関する委員会 (松田一郎委員長)」会告守内哲也 (文責), 平成 6 年 12 月 5 日承認.
- 9) Wertz DC, Fletcher JC, Berg K, Boulyjenkow V. Guidelines on ethical issues in medical genetics and the provision of genetics services. WHO. 1995. (日本語訳: 松田一郎監修. 福嶋義光編集. 小児病院臨床遺伝懇話会有志訳. 遺伝医学の倫理的諸問題および遺伝サービスの提供に関するガイドライン. 1997.)
- 10) The American Society of Human Genetics. Statement on Informed Consent for Genetic Research. Am J Hum Genet. 1996; 59: 471-474.
- 11) Collins FS, Patrinos A, Jordan E, Chakravarti A, Gesteland R, Walters L, and the members of the DOE and NIH planning groups. New Goals for the U. S. Human Genome Project: 1998-2003. Science. 282: 682-689. 1998.
- 12) 藤野昭宏, 伊藤幸郎, 東 敏昭. 職場における遺伝子スクリーニングー特に, 健康診断に関わる倫理的社会的諸問題をめぐってー. 産業医学ジャーナル 1998; 21:85-87.
- 13) 平成 10 年度厚生科学研究報告書. 「疫学研究におけるインフォームド・コンセントに関する研究と倫理ガイドライン策定」(玉腰班) 1999.

職業保健専門家のための国際倫理規定

職業保健国際委員会 1992

INTERNATIONAL CODE OF ETHICS FOR OCCUPATIONAL HEALTH PROFESSIONALS

International Commission on Occupational Health (ICOH)

序論

職業保健専門家のための倫理規定は医療専門家のための倫理規定とは別個に、過去10年の間に数か国で採用されるに至っている。各国の国内レベルおよび国際的にも職業保健での倫理について関心が高まってきた背景にはいくつかの理由がある。ひとつには、労働者、雇用者、一般公衆、管轄当局その他の諸機関（公衆衛生および労働関係官庁、社会保障および司法当局）に対する職業保健と安全専門家の責任が、きわめて複雑で場合によってはぶつかることがあることに対する認識が高まったことが挙げられる。もう一つの理由として、強制的あるいは自発的にせよ、職業保健サービスが確立され、職業保健の専門家の数が増加したことがある。さらに職業保健へのアプローチがより学際的になり、部門間の垣根が取り払われたため、多様な職種 of 専門家が職業保健サービスに従事するようになったことがあげられる。

今回の規定の目的上、「職業保健専門家」という表現には、職業保健ならびに安全に関する活動に職業として従事するもの、または不定期であるにせよ職業保健サービスを提供するものあるいは職業保健の実務に何らかの関係のあるものすべてが含まれる。技術、社会、医療、法律などの側面がからむ、テクノロジーと健康とのインターフェースにある職業保健には多くの分野が関わっている。職業保健専門家には、職業保健医、職業保健看護婦、工場監督、職業衛生士、職業心理学者、人間工学や事故防止、労働環境改善、職業保健や安全の研究に従事する専門家が含まれる。時に混成チームとして活動することもある学際的なアプローチの枠組の中で、職業保健専門家の能力を動員しようという気運が高まっている。

化学、毒性学、エンジニアリング、放射線保健、疫学、環境保健、応用社会学、健康教育など、他の多くの分野の専門家も、職業保健とそれぞれなんらかの関わりがある。さらに、行政、経営者、労働者とその代表、救急医療従事者らも、職業区分でいえば職業保健の専門家ではないが、職業保健についての政策や計画の実施において重要な役割を果たし、直接責任を負う場合もある。また弁護士、建築家、製造業者、設計技師、作業アナリスト、組合専従者、専門学校、大学その他の教師、マスメディア関係者も職場環境や労働条件の改善に重要な役割を果たす。

職業保健活動の目的は、労働者の健康を守り、安全かつ健康な職場環境作りを推進し、労働者の健康状態を考慮した上で仕事を労働者の能力に適応させることにある。弱い立場にある人々や、報われることの少ない人々を最優先しなければならない。職業保健は本来予防を旨とするものであり、個人あるいは集団をとわず雇用されている労働者の健康を守らなければならない。このことは効率の良い経営の指標であり、かつ業績の優れた企業に当然みられる、健康で安全な労働条件と労働環境を企業が確立するのを助けることになる。